

長岡市告示第84号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により長岡都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和8年3月19日

長岡市長 磯田達伸

- 1 都市計画の種類
長岡都市計画用途地域

- 2 都市計画を変更する土地の区域
第一種住居地域
追加する部分 長岡市上岩井の一部

第一種中高層住居専用地域
削除する部分 長岡市上岩井の一部

- 3 縦覧場所
長岡市都市整備部都市政策課